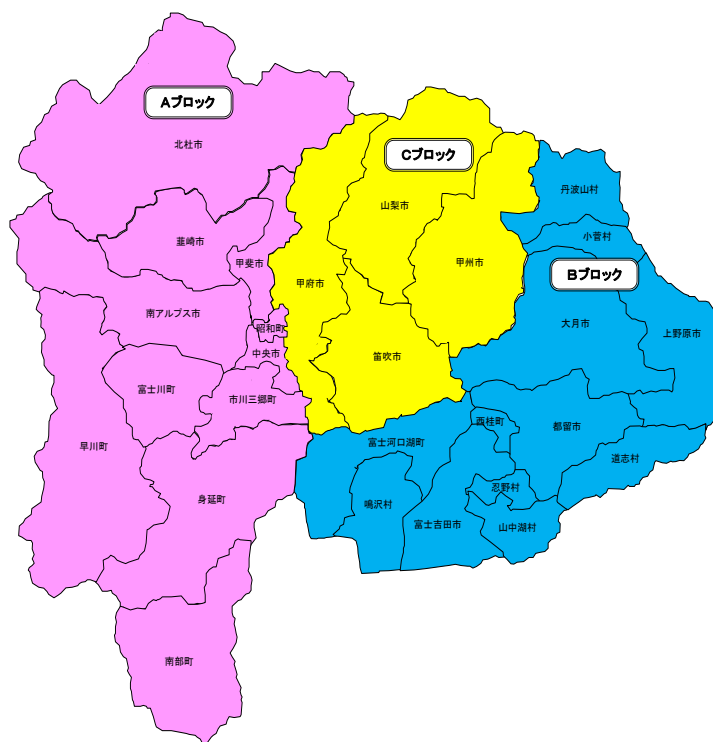


山梨県ごみ処理広域化計画



平成30年3月

山梨県

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 国の動向	1
2 本県におけるこれまでの広域化の取り組み	1
3 新たな計画策定の必要性	6

第2章 ごみ処理広域化の推進

第1節 広域化の基本的な考え方

1 ごみの排出抑制の推進	8
2 リサイクルの推進	8
3 ダイオキシン類の排出抑制の推進	9
4 公共コストの縮減	9

第2節 広域化の効果

1 マテリアルリサイクル	10
2 サーマルリサイクル	11
3 ダイオキシン類の削減	13
4 最終処分場の延命化	14
5 公共コストの縮減	15

第3節 ごみ処理施設の集約化の考え方

1 広域化ブロック	16
2 施設集約化の進め方	21
3 ブロック別施設整備の方向性	23
(1) Aブロック	23
(2) Bブロック	24

第3章 計画の推進方策

第1節	広域処理の推進	
1	ブロック内広域処理体制の確立	26
2	ブロック間等の調整	27
第2節	計画推進にあたっての責務と役割	
1	住民の役割	28
2	事業者の役割	28
3	市町村の役割	29
4	県の役割	29
第3節	計画推進にあたっての課題	31

第1章 計画策定の趣旨

1 国の動向

国は、平成25年5月、「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定し、市町村が行う一般廃棄物の処理に関し、人口減少や排出抑制等に伴う一般廃棄物の発生量減少への対応として他の市町村との連携による広域的処理の促進や、焼却施設からの熱回収の確保、非常災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備促進などを図ることとしている。

また、平成28年1月、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更し、市町村の役割として、廃棄物の適正な循環的利用や適正処理を進める上で、県が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村との連携による広域的な取り組みや、ごみ焼却施設について、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとしている。

2 本県におけるこれまでの広域化の取り組み

県では「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日衛環第173号厚生省衛生局水道環境部環境整備課長通知）や、「ごみ処理に伴うダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成9年1月28日衛環第21号厚生省衛生局水道環境部長通知）」に基づき、平成11年3月、広域的なごみ処理を行うため、連携する市町村（ブロック）を設定し、計画期間中に広域処理を行う施設等の基本的な整備方針を示した「山梨県ごみ処理広域化計画」（計画期間：平成10年度～19年度）を策定した。

その後、平成12年6月に制定された循環型社会形成推進基本法をはじめとする循環型社会に向けた取り組みに加え、県における山梨県環境基本条例の制定や、廃棄物等の発生抑制や循環的利用等を盛り込んだ山梨県生活環境保全に関する条例の改正等、一般廃棄物をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、平成20年3月、従来の計画を見直した「山梨県ごみ処理広域化計画」（計画期間：平成20年度～29年度）を策定した。

本県におけるごみ焼却施設については、これまで2度にわたり策定した計画の期間中に17施設から8施設へ集約化がなされ、計画によって区分した3つのブロックのうち、

甲府市・峡東地域で構成されるCブロックでは、1施設への集約化が完了したところである。

前計画期間の取り組み状況は以下のとおりである。

(1) ごみ焼却施設

平成19年度時点での10施設から、計画期間が終了する平成29年度までに5施設に集約化する計画としていたが、Cブロックが計画どおり進んだことなどにより、図1-1-1に示すとおり8施設となった。

内訳としては、Cブロックにおいて3施設が1施設に集約化された。また中巨摩・峡南・峡北地域で構成されるAブロック及び東部・富士北麓地域で構成されるBブロックにおいては集約化が図られなかったものの、各施設の更新時期が近づく中、両ブロックともに集約化に向けた取り組み等が進められている。

各ブロックの状況は次のとおりである。

【Aブロック】

- 耐用年数の兼ね合いなどから、前計画の計画期間内においては集約化の進展はみられなかったが、平成29年10月、ごみ処理施設を新たに整備する1施設に集約化し、2031年4月1日までに共同処理を開始する旨の基本合意が締結された。
- 平成30年2月、新たな一部事務組合設立のための協議会が設立されるなど、具体化に向けた取り組みが進められている。

【Bブロック】

- 耐用年数の兼ね合いなどから、前計画の計画期間内においてはごみ焼却施設の集約化に進展はみられなかったが、ブロック内の施設の集約化について、現在、各市町村による協議が進められている。

【Cブロック】

- 甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合が事業主体となり、笛吹市境川町に「甲府・峡東クリーンセンター」が新たに整備され、平成29年4月から稼働を開始した。

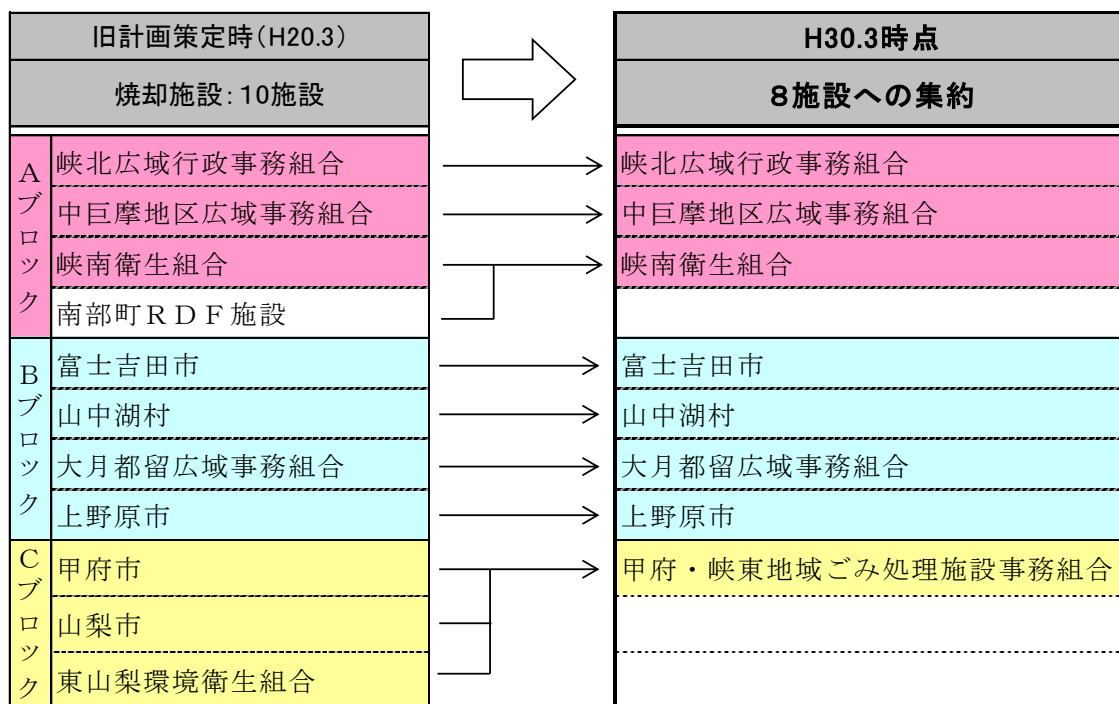


図1-1-1 ごみ焼却施設の状況

【参考】集約化が完了したCブロックのごみ処理施設について

○施設の概要

- ・設置場所：笛吹市境川町寺尾 1440-1
- ・施設名称：甲府・峡東クリーンセンター
- ・敷地面積：53,145.62 m²、建築面積：16,586.67 m²、延床面積：28,311.48 m²
- ・事業方式：設計・建設・運営を民間事業者が一括受託（DBO方式）

(1) 焼却溶融施設

- ・処理方式：流動床式ガス化溶融炉
- ・施設規模：369t/日（123t/24h×3炉）
- ・施設稼働日数 350日/年（1炉当たり 280日/年）
- ・特徴：発電能力最大 7,700kW
 - H29 発電量見込み：約 45,216,000kWh
 - H29 売電単価：約 18 円/kWh（バイオマス発電）・約 7 円/kWh（変動あり）
 - ：焼却灰は溶融スラグ化による利活用
 - ：災害廃棄物搬入約 20t/日

(2) リサイクル施設

- ・処理方式：破碎、選別、圧縮、梱包、保管
- ・施設規模：約 67t/日
- ・保管設備：約 22t/日

(2) 資源化施設

資源化施設は、必要性を考慮し整備することとしており、平成19年度時点の11施設から、計画期間が終了する平成29年度までに、図1-1-2に示すとおり13施設となった。

内訳としては、AブロックにおいてRDF化施設が稼働を停止し、Bブロックにおいてリサイクルプラザが2施設増加し、またCブロックにおいてごみ焼却施設の集約化による新たな施設の整備に伴いリサイクルプラザ及び灰溶融施設が整備されたほか、既存の粗大ごみ処理施設が廃止された。

旧計画策定時(H20.3)			H30.3時点	
11施設		→	13施設	
A ブ ロ ッ ク	峡北広域行政事務組合 (ガス化溶融炉) ※	→	峡北広域行政事務組合 (ガス化溶融炉) ※	
	峡北広域行政事務組合 (リサイクルプラザ)	→	峡北広域行政事務組合 (リサイクルプラザ)	
	中巨摩地区広域事務組合 (粗大ごみ処理施設)	→	中巨摩地区広域事務組合 (粗大ごみ処理施設)	
	南部町RDF化施設	→		
B ブ ロ ッ ク	富士吉田市 (灰溶融施設)	→	富士吉田市 (灰溶融施設)	
	富士吉田市 (リサイクルプラザ)	→	富士吉田市 (リサイクルプラザ)	
	富士河口湖町 (粗大ごみ処理施設)	→	富士河口湖町 (粗大ごみ処理施設)	
	山中湖村 (リサイクルプラザ)	→	山中湖村 (リサイクルプラザ)	
	大月都留広域事務組合 (灰溶融施設)	→	大月都留広域事務組合 (灰溶融施設)	
	大月都留広域事務組合 (リサイクルプラザ)	→	大月都留広域事務組合 (リサイクルプラザ)	
		→	青木が原ごみ処理組合 (リサイクルプラザ)	
C ブ ロ ッ ク	甲府市(粗大ごみ処理施設)	→	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 (リサイクルプラザ)	
		→	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 (灰溶融施設)	
		→		

※ガス化溶融炉は溶融機能を有しているため資源化施設にも記載。

図1-1-2 資源化施設の状況

3 新たな計画策定の必要性

市町村における効率的なごみ処理を広域的に行っていくことは、循環型社会の形成に向けたリサイクル等の推進や最終処分量の削減、一般廃棄物に係るダイオキシン類の削減、スケールメリットを活かした公共コストの縮減などが期待されることから、新たなごみ処理広域化計画を策定し、引き続きごみ処理広域化を推進していくこととする。

(1) 計画の性格

本計画は、前計画までの考え方を踏まえる中で、

- 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月環境省告示第7号）
- 第3次山梨県廃棄物総合計画（平成28年3月）
- 「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日 衛環第173号厚生省衛生局水道環境部環境整備課長通知）

などに基づき、連携して広域的なごみ処理を行う市町村（ブロック）を提示し、計画期間中におけるごみ処理施設の集約化の基本的な方針などを示すものである。

市町村は、本計画に基づき、ごみ処理広域化の実現に向け、ブロックごとに相互に連携し、主体的に取り組みを行っていくこととし、また、県は、市町村に対し情報提供や技術的支援などを行うものとする。

なお、本計画については、ごみ処理や環境問題に関する社会情勢の変化、処理技術の進展、市町村の合併等の状況により、必要に応じ見直しを行っていくものとする。

(2) 対象とする施設

本計画で対象とするごみ処理施設の種類については、次に掲げる施設とする。

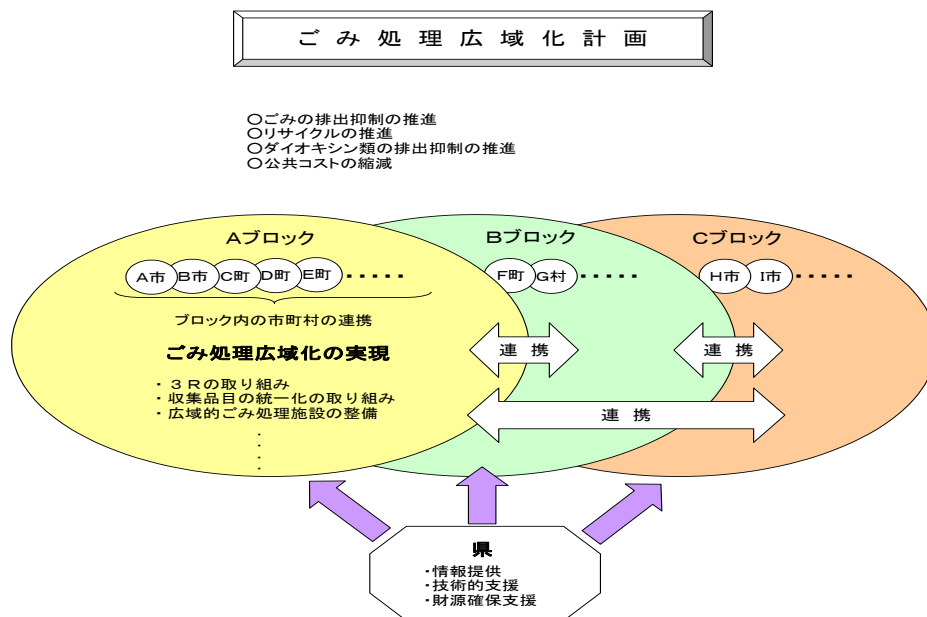
①ごみ焼却施設

②資源化施設

- ・ 灰溶融施設
- ・ リサイクルプラザ
- ・ 粗大ごみ処理施設
- ・ ごみ固形燃料化施設
- ・ その他必要な施設

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、市町村の取り組み状況を踏まえ、2018（平成30）年度から2032年度までの15年間とする。



第2章 ごみ処理広域化の推進

第1節 広域化の基本的な考え方

本計画では、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保できるよう、市町村が十分連携するなかで、より幅広い枠組みによるごみ処理施設の集約化により、ごみ処理の広域化を図るとともに、ごみの排出抑制やリサイクル等を推進していくことを基本方針とする。

1 ごみの排出抑制の推進

山梨県廃棄物総合計画で掲げた廃棄物の排出量の削減目標を達成するためには、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力する中での取り組みが必要である。

そのためには、ごみの排出抑制や使用済み製品の再使用等に係る普及啓発、情報提供及び技術的支援などを充実するとともに、ごみの分別収集の促進、ごみ処理の有料化などの排出抑制を目指した広域的な取り組みを推進する。

2 リサイクルの推進

(1) マテリアルリサイクル

資源ごみの効率的な処理を進めるため、広域的収集、分別収集の統一化、高度な破碎・選別を行うためのリサイクルプラザなどの整備について検討する。

また、最終処分場の延命化を図るため、焼却灰を資源として有効活用できる灰溶融施設の整備について検討する。

(2) サーマルリサイクル

ごみ焼却施設からの余熱等を利用した発電や熱回収などのサーマルリサイクルを推進する。

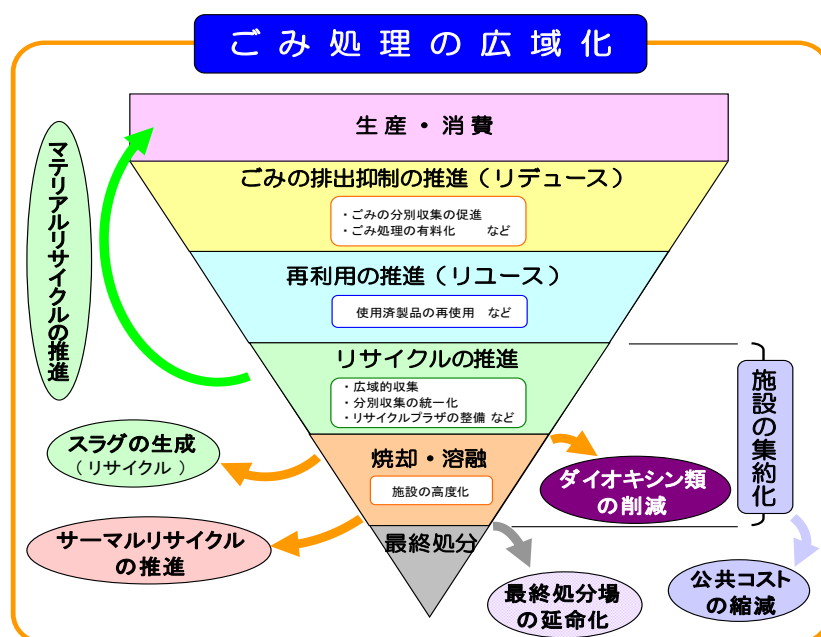
そのためには、ごみ焼却施設の規模は、技術的な安定性、効率性、経済性等を考慮し、処理能力が300 t/日（最低でも100 t/日）以上を目安とする。

3 ダイオキシン類の排出抑制の推進

ごみ焼却施設から発生する排ガスや焼却灰等に含まれるダイオキシン類の排出量を削減するため、ごみ焼却施設は、全連続炉（24時間連続運転）、処理能力300 t/日（最低でも100 t/日）以上を目安とし、効率的なごみ処理に努める。

4 公共コストの縮減

ごみ処理施設の高度化に伴う経費を抑制するため、可能な限り施設の集約化を図り、スケールメリットを活かした建設コストや維持管理コストの縮減を図る。



第2節 広域化の効果

1 マテリアルリサイクル

天然資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する循環型社会を形成するためには、ごみの排出を抑制し、リサイクル等を推進することが重要である。

マテリアルリサイクルについては、広域的なごみの収集や収集品目の統一化などにより、資源ごみの収集の効率化が図られるとともに、リサイクルプラザを整備することにより資源ごみの高度な破碎・選別処理が可能となり、より一層の促進が図られる。

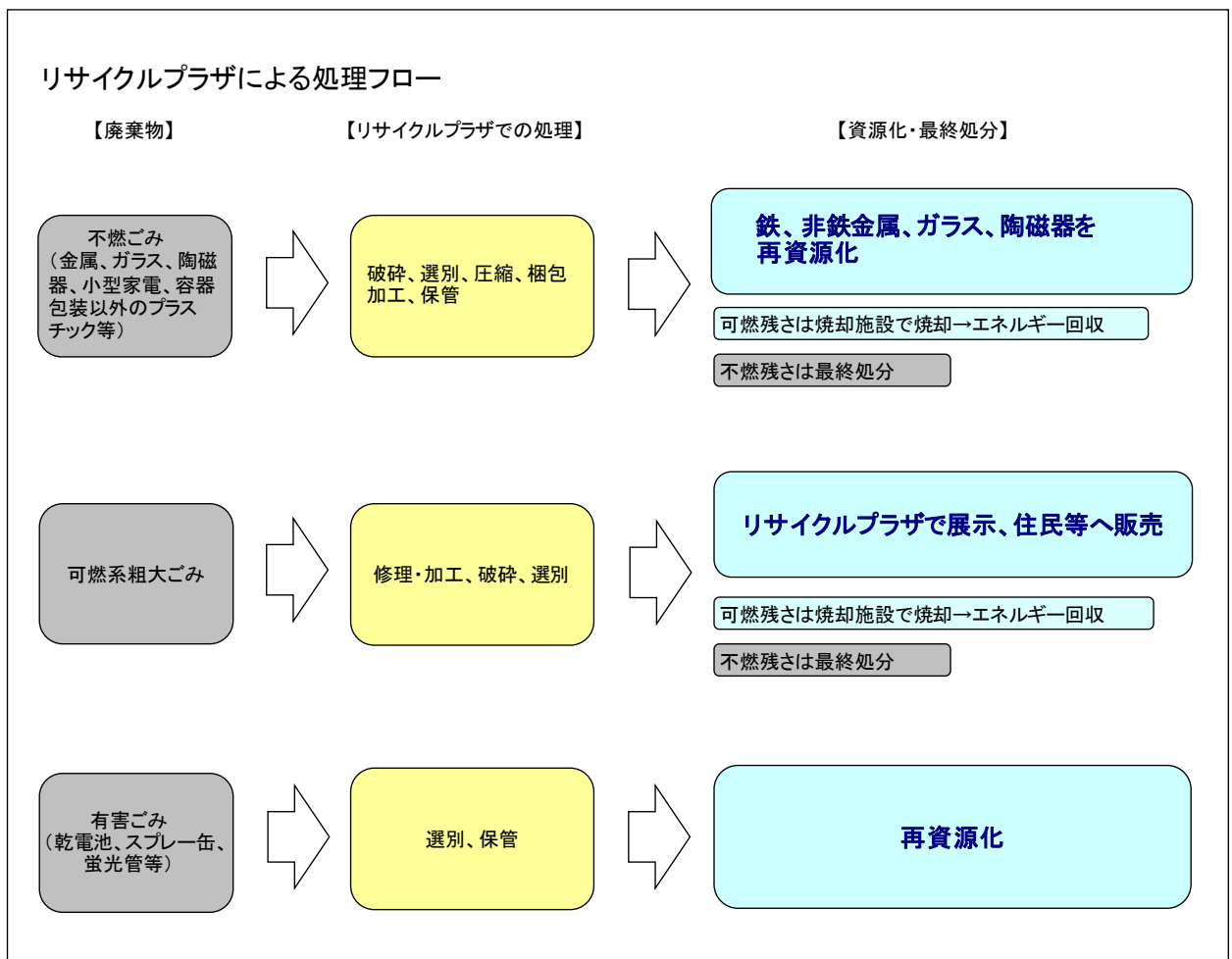


図2-2-1 リサイクルプラザによる処理フロー

2 サーマルリサイクル

循環型社会においては、未利用エネルギーの活用が求められている。県内のごみ焼却施設から発生する余熱については、施設内で温水、蒸気、発電など、様々な形態で積極的に利用されてきている。

今後、集約化により整備されるごみ焼却施設は、全連続式の施設とすることにより、より安定した大きな熱量を確保することができるため、当該施設内での利用ばかりでなく、ごみ発電事業や熱供給事業への有効利用が可能となる。

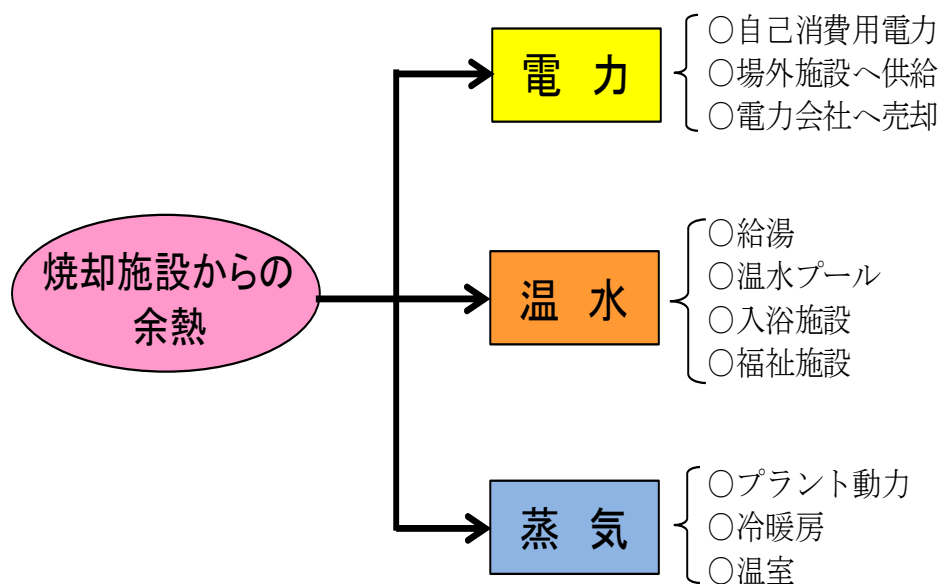


図 2-2-2 余熱利用の方法

特にごみ発電事業は、供給先を確保できなくても、自己消費や電力会社へ売電することが可能であり、火力発電所における化石エネルギーの消費抑制やCO₂の排出削減に係る効果は大である。

平成18年度には、富士吉田市が1,900kW、峡北広域行政事務組合が1,500kWの出力の発電施設を有していたが、現在では、甲府峡東ごみ処理施設事務組合においても7,700kWの出力の発電施設が導入されており、平成29年度においては、11,100kWの発電能力となっている。

今後、ごみ処理広域化を推進することにより、より高い発電能力の増加が見込まれる。

表2-2-1 県内の発電能力の実績

区 分	平成9年度	平成18年度	平成29年度
定格出力 (kW)	1,950	5,350	11,100

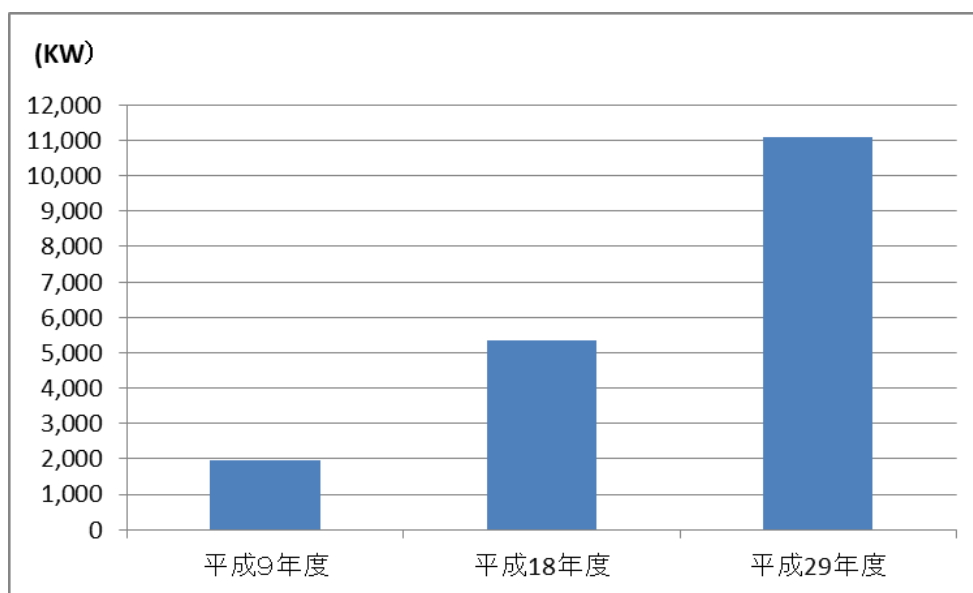


図2-2-3 発電能力の実績

3 ダイオキシン類の削減

ごみ焼却施設については、施設の恒久対策の実施や集約化により、平成14年度中に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に定めるダイオキシン類削減対策への対応が完了したところであり、平成14年度に対するダイオキシン類は、平成15年度で90.8%、平成27年度で96.2%と大幅に削減した。近年は施設の集約化の動きがなかったことから、概ね横ばいの傾向を示している。

今後、集約化の推進により、新たな施設整備に伴う更なる削減効果が期待できる。

表2-2-2 ダイオキシン類の排出量の実績

ブロック名		平成14年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成27年度
Aブロック	ダイオキシン類排出量 (g-TEQ/年)	0.40200	0.09369	0.01030	0.02007	0.04935
	施設数	3 (5)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
Bブロック	ダイオキシン類排出量 (g-TEQ/年)	3.9343	0.18485	0.06421	0.13554	0.10130
	施設数	4 (6)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)
Cブロック	ダイオキシン類排出量 (g-TEQ/年)	0.28500	0.14500	0.15200	0.02000	0.02400
	施設数	4 (4)	4 (4)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
合計	ダイオキシン類排出量 (g-TEQ/年)	4.62130	0.42354	0.22651	0.17560	0.17465
	ダイオキシン類削減率 (%)	—	90.8	95.1	96.2	96.2
	施設数	11 (15)	11 (11)	10 (10)	10 (10)	10 (10)

※排出量実績はP R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）に基づく届出の集計値

※TEQ（毒性等量）とは、測定されたダイオキシン類の量を、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾーパラジオキシン）の毒性に換算して表したもの

※（ ）は年度中途まで稼働していた施設を含む数

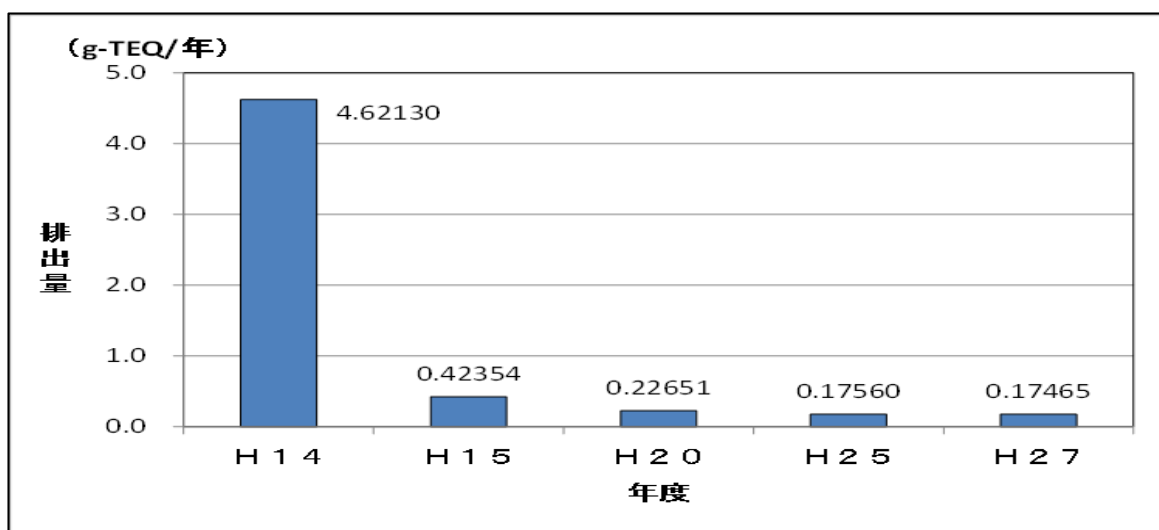


図2-2-4 ダイオキシン類の排出量の実績

4 最終処分場の延命化

最終処分場は、全国的に設置数及び残余容量ともに減少している状況である。広域化の進展に伴い灰溶融施設が整備されると、これまで埋立処分されていた焼却灰は、溶融スラグとして有効利用されることから、最終処分場の延命化が図られる。

表 2-2-3 全国の一般廃棄物最終処分場の施設数と残余容量の状況

項目 \ 年度	H17	H22	H27
設置数	1,843	1,775	1,677
残余容量 (千m ³)	132,976	114,458	104,044
最終処分量 (千t/年)	7,328	4,837	4,165
残余年数 (年)	14.8	19.3	20.4

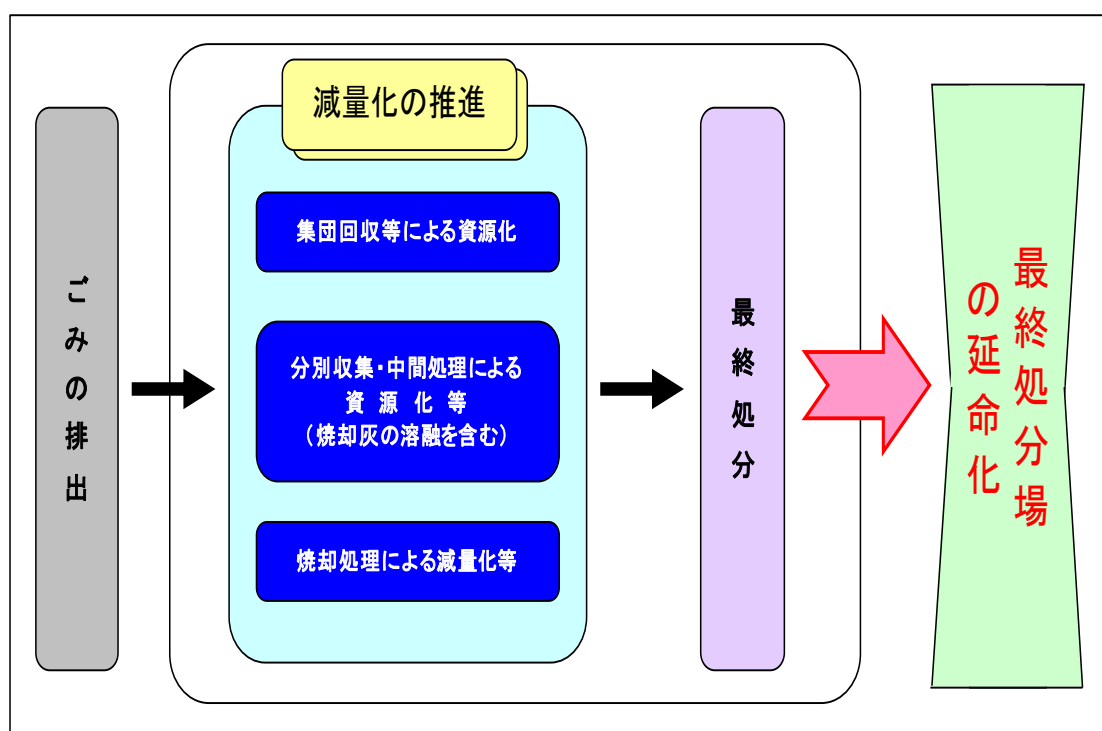


図 2-2-5 最終処分場の延命効果

5 公共コストの縮減

ごみ焼却施設のコストについては、過去に本県が実施した全国調査では、ごみ焼却施設の1 t当たりの建設コストは、規模が大きくなるほど低下している。

また、ごみ処理コストについても、総務省がまとめた「リサイクル対策に関する政策評価」において、人口規模別の1 t当たりのごみ処理コストは、10万人以上30万人未満の市町村が最も低く、それより規模が小さくなるに従い高くなっている。

このことから、単独で小規模な施設を建設するよりも、広域で施設を整備する方がスケールメリットを活かした公共コストの縮減が期待できる。

表2-2-4 ごみ焼却施設建設コストの状況

項目 規模	件数	規模 (t)	本体工事費 (千円)	1 t当たり単価 (千円/t)
400t以上	19	10,635	360,786,405	33,924
300~399 t	4	1,310	56,429,684	43,076
200~299 t	15	3,536	154,066,552	43,571
100~199 t	25	3,806	185,396,526	48,712
50~99 t	15	1,177	57,967,906	49,251
49t以下	5	186	11,307,415	60,793
合計	83	20,650	825,954,488	39,998

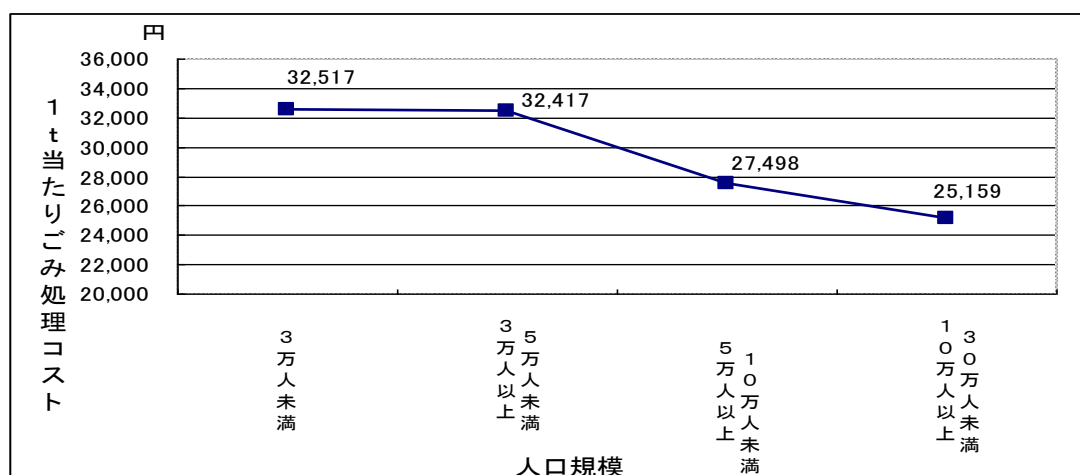


図2-2-6 市町村の1 t当たりごみ処理コスト
(人口規模別 (H14~H16の平均))

第3節 ごみ処理施設の集約化の考え方

1 広域化ブロック

広域化ブロックについては、前計画の内容を踏まえ、次の考え方を基本とする。

(1) ブロック数

ごみの広域処理を行うブロックは、県内の地理的条件等を考慮し、全体で3ブロックとする。

(2) 市町村の配置・・・図2-3-1

ブロック数の考え方を基に、次の条件を考慮し、前計画を踏まえた配置とする。

- 甲府市・峡東地域の施設整備の状況
- 市町村の意向
- 市町村の人口
- 市町村の面積
- 市町村のごみ処理量
- 現在のごみ処理施設の配置

- ①Aブロック（県の西部に位置する地域）……………表2-3-1
中巨摩地域、峡南地域、峡北地域
- ②Bブロック（県の東南部に位置する地域）……………表2-3-2
東部地域、富士北麓地域
- ③Cブロック（県のほぼ中央に位置する地域）……………表2-3-3
甲府市、峡東地域

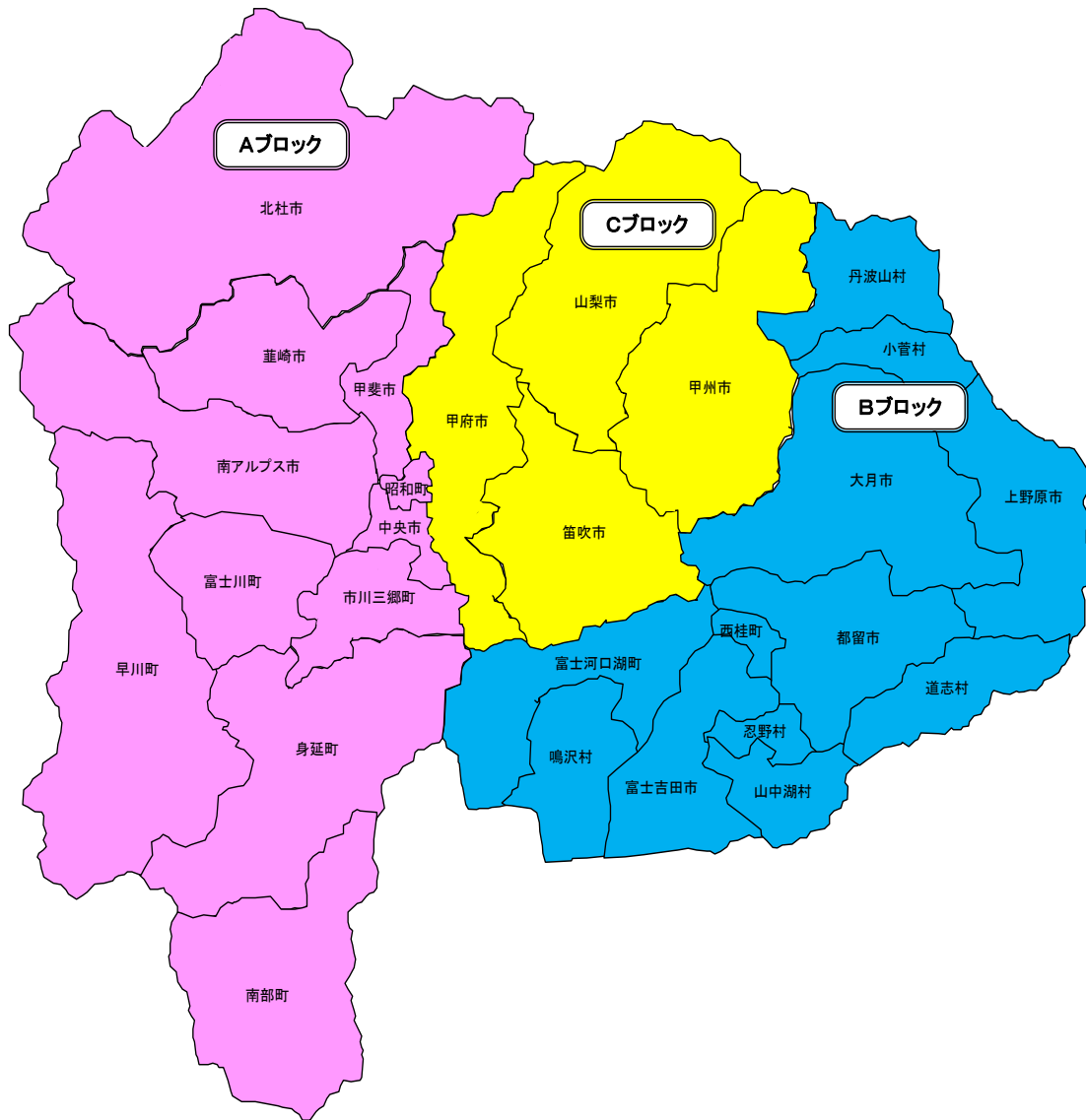


図 2-3-1 市町村の配置

表2-3-1 Aブロックの構成市町村の概要

市町村人口(人)		各処理施設 処理人口(人)		施設 規模 (t/日)	処理量 (t/日)	面積 (km ²)	
韮崎市	30,680	峡 北 広 域 行 政 事 務 組 合	110,730	160	83	805	
北杜市	45,111						
甲斐市	旧双葉町						15,810
	旧敷島町						19,129
(合計:74,386)	旧竜王町	39,447	中 巨 摩 地 区 広 域 事 務 組 合	270	145	478 注1)	
南アルプス市	70,828						
昭和町	19,505						
中央市	旧玉穂町	11,434					
	旧田富町	16,352					
	旧豊富村	3,338					
(合計:31,124)							
富士川町	15,294						
市川三郷町	旧三珠町	3,688					
	旧市川大門町	9,038					
	旧六郷町	2,947					
(合計:15,673)			峡 南 衛 生 組 合	30	12	886	
身延町	12,669						
早川町	1,068						
南部町	8,067						
Aブロック 計	324,405	321,067	460	240	2,183 注2)		
県 合計	834,930	828,671	1,188	713	4,465 注3)		

注1) 旧豊富村分は、県外に委託処理しているため含まない

注2) 旧豊富村分を含む

注3) 本栖湖(4.7km²)を含む

・人口は平成27年10月1日現在の国勢調査人口

・処理量は「一般廃棄物処理実態調査結果」に基づく平成27年度年間処理量を366日で除したもの

表 2-3-2 Bブロックの構成市町村の概要

市町村人口(人)		各処理施設 処理人口(人)		施設 規模 (t/日)	処理量 (t/日)	面積 (km ²)
富士吉田市	49,003	富士吉田市	87,642	170	90	320
西桂町	4,342					
忍野村	8,968					
富士河口湖町	25,329					
山中湖村	5,208	山中湖村	5,208	45	12	53
鳴沢村	2,921	県外委託	—	—	—	90
都留市	32,002	大月都留 広域事務組合	59,164	104	48	522
大月市	25,419					
道志村	1,743					
上野原市	24,805	上野原市	26,094	40	33	325
小菅村	726					
丹波山村	563					
Bブロック 計	181,029		178,108	359	183	1,310
県 合計	834,930		828,671	1,188	713	4,465 注1)

注1) 本栖湖(4.7km²)を含む

- ・人口は平成27年10月1日現在の国勢調査人口
- ・処理量は「一般廃棄物処理実態調査結果」に基づく平成27年度年間処理量を366日で除したもの

表 2-3-3 Cブロックの構成市町村の概要

市町村人口(人)		各処理施設 処理人口(人)		施設 規模 (t/日)	処理量 (t/日)	面積 (km ²)
甲府市	193,125	甲府・ ごみ峡東 処理地 域 事務施 設 組合	329,496	369	290	968
笛吹市	69,559					
甲州市	31,671					
山梨市	35,141					
Cブロック 計	329,496		329,496	369	290	968
県 合計	834,930		828,671	1,188	713	4,465 注1)

注1)本栖湖(4.7km²)を含む。

- ・人口は平成27年10月1日現在の国勢調査人口
- ・処理量は「一般廃棄物処理実態調査結果」に基づく「甲府市」、「東山梨環境衛生組合」及び「山梨市」の各処理施設における平成27年度年間処理量の合計を366日で除したもの

2 施設集約化の進め方

計画期間（平成10年度～平成19年度）

- ・ごみ焼却施設については、恒久対策（ダイオキシン類排出基準をクリアできるよう施設を改修）を実施する。
- ・恒久対策が図れないごみ焼却施設は廃止し、施設の集約化や新設を行う。
- ・新設するごみ焼却施設の規模は、全連続炉300t／日（最低100t／日）以上とする。
- ・各ブロック内のごみ焼却施設の集約化を図り、計画期間内に10施設にする。
- ・資源化施設等の処理施設については、必要性を考慮し整備する。



計画期間（平成20年度～平成29年度）

- ・前計画の考え方を踏まえ、本計画を推進する。
- ・計画期間内に更新時期を迎えるごみ焼却施設（100t／日未満の小規模施設含む）の集約化を図る。
- ・各ブロック内は、一般廃棄物処理施設整備に対する国の助成制度（循環型社会形成推進交付金）の交付対象（人口5万人以上）となるよう集約化を図る。
- ・各ブロック内のごみ焼却施設の集約化を図り、計画期間内に5施設にする。
- ・資源化施設等の処理施設については、必要性を考慮し整備する。



計画期間（2018（平成30）年度～2032年度）

- ・前計画の考え方を踏まえ、本計画を推進する。
- ・ごみ焼却施設については、スケールメリットを活かし、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保できるよう、より幅広い枠組みによる集約化を検討する。
- ・各ブロック1施設に集約化することを目標とする。
- ・施設整備にあたっては、余熱を利用した高効率な発電設備の導入や施設外への熱供給など、エネルギー回収の高度化などについて検討する。
- ・資源化施設等の処理施設については、必要性を考慮し整備する。

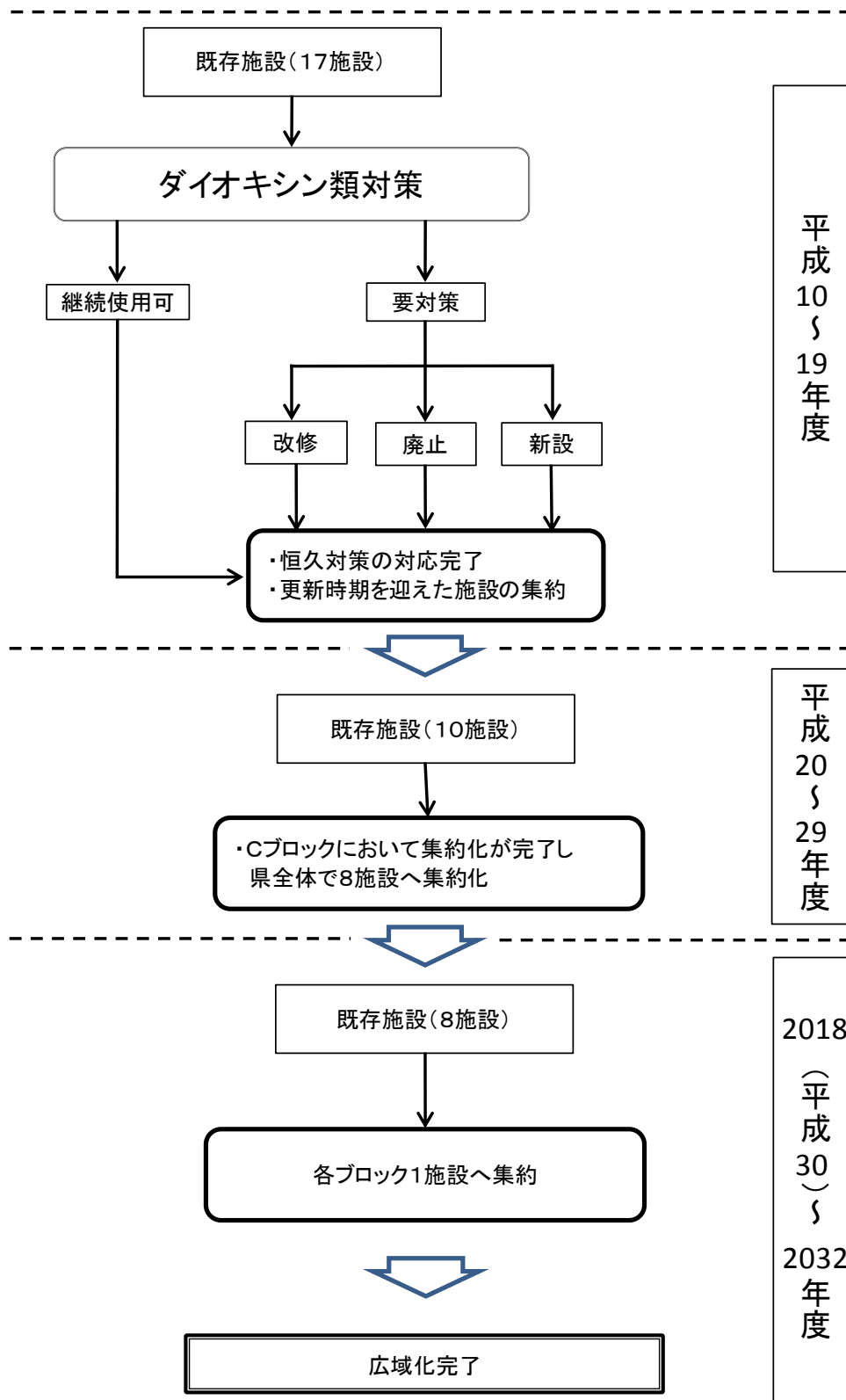


図2-3-2 ごみ焼却施設の整備フロー

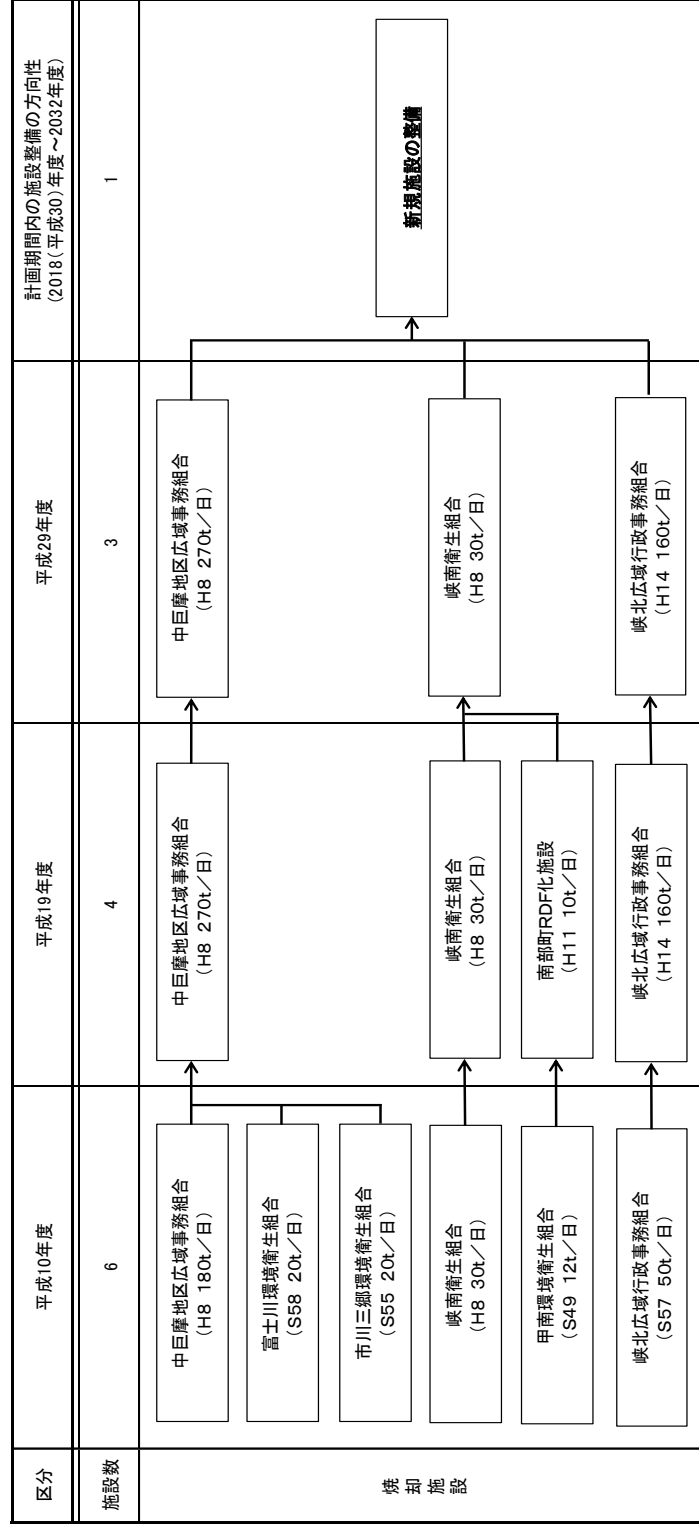
3 ブロック別施設整備の方向性

(1) Aブロック

①ごみ焼却施設

ごみ処理広域化の基本合意に基づき、施設整備に向けた取り組みを進める。

【フロー図】



②資源化施設

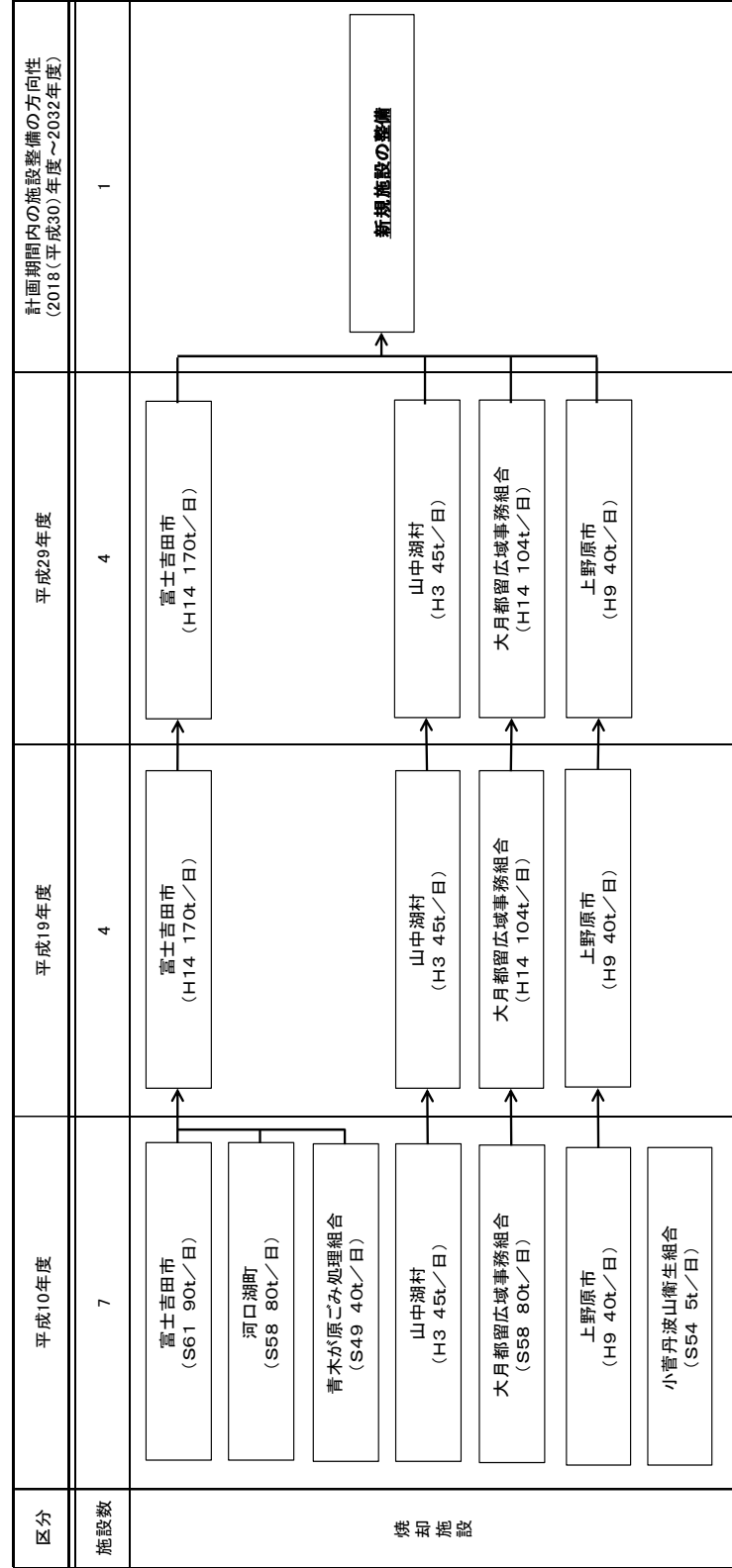
リサイクルプラザその他の施設について、必要性を考慮し、整備に向けた取り組みを図る。

(2) Bブロック

①焼却施設

施設の更新時期にあわせて、より幅広い市町村の共同処理による施設整備について検討・協議を行い、取り組みを進める。

【フロー図】



②資源化施設

リサイクルプラザその他の施設について、必要性を考慮し、整備に向けた取り組みを図る。

【参考】Cブロックの状況

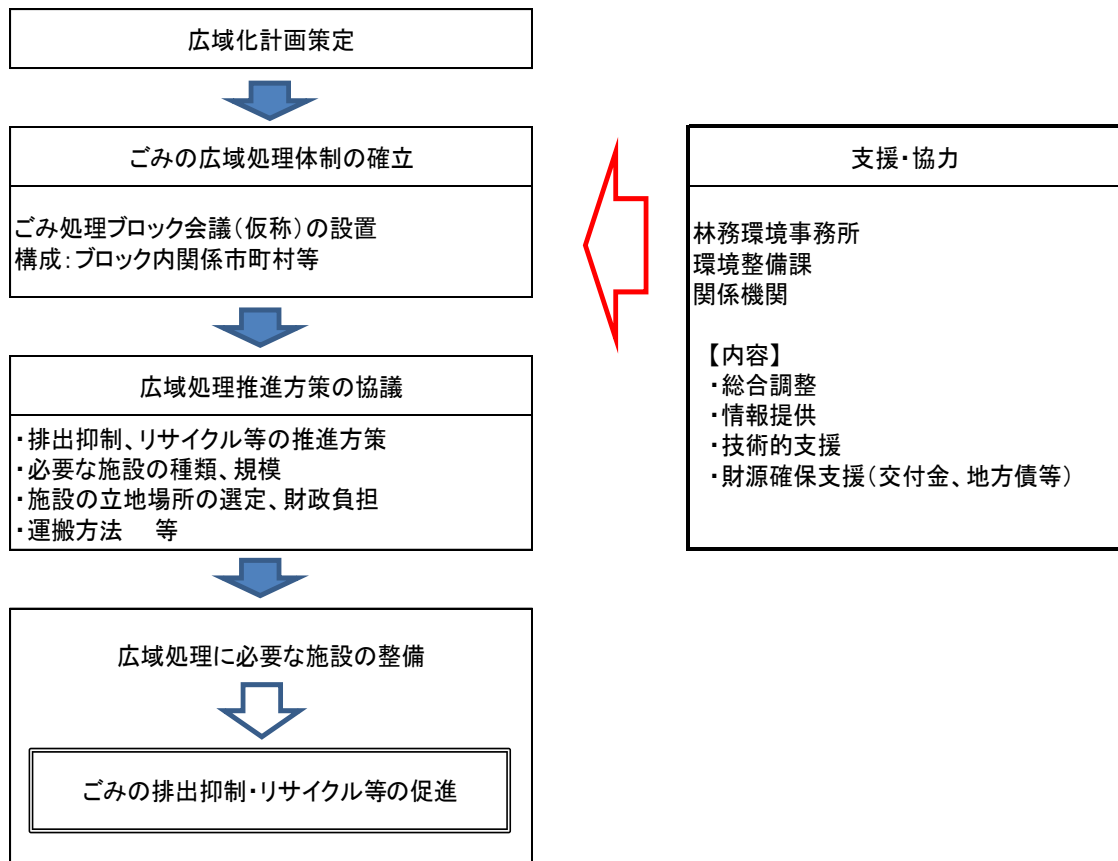
区分	平成10年度	平成19年度	平成29年度
施設数	4	3	1
焼却施設	<p>甲府市 (H7 360t/日)</p> <p>青木が原ごみ処理組合 (S49 40t/日)</p> <p>塩山市 (H5 40t/日)</p> <p>山梨市 (S60 35t/日)</p> <p>東山梨環境衛生組合 (H8 25t/日)</p>	<p>甲府市 (H7 360t/日)</p> <p>山梨市 (S60 35t/日)</p> <p>東山梨環境衛生組合 (H8 25t/日)</p>	<p>甲府・峡東クリーンセンター (369t/日)</p> <p>(集約化完了)</p>
施設数	1	1	2
資源化施設	<p>甲府市 粗大ごみ処理施設 (H5 100t/日)</p>	<p>甲府市 粗大ごみ処理施設 (H5 100t/日)</p>	<p>甲府・峡東クリーンセンター リサイクルセンター (67t/日) 灰溶融施設</p>

第3章 計画の推進方策

第1節 広域処理の推進

1 ブロック内広域処理体制の確立

広域処理の取り組みを具体的に進めるにあたっては、ブロック内での協力体制の確立を図ることが必要となるため、ブロック内の関係市町村を構成員とする「ごみ処理ブロック会議（仮称）」等の組織を設置し、市町村と県が連携する中で、本計画を基本として、ごみ処理の広域化の実現に向けた協議を進めていく。



2 ブロック間等の調整

台風や地震等の自然災害や突発的な事故等により、ごみ処理施設が一時的に稼働できない状況に備え、同じブロック内や他ブロック等の施設での委託処理体制について、各設置主体による情報交換や相互協力に向けた協議を行う。

第2節 計画推進にあたっての責務と役割

本計画の円滑な推進にあたっては、住民や事業者、市町村及び県は、各々の役割を明確にし、自らの責任を認識する中で、相互に連携、協力することが重要である。

1 住民の役割

(1) ごみの排出抑制の推進

ごみの排出抑制がごみ処理対策の基本であることを認識し、マイバック等の使用によるレジ袋の削減など日常生活の中で可能な限り排出抑制に努めることが必要である。

(2) リサイクル等の推進

使用済み製品の再使用や資源ごみの分別排出の徹底、リサイクル製品の優先購入などリサイクル等の推進に努めることが必要である。

(3) 市町村への協力

分別収集の細分化や経済的インセンティブを活用したごみ処理の有料化の推進など、市町村が行う減量化・資源化等のごみ処理施策に対して積極的に協力することが重要である。

(4) 自主的な活動への参加

集団回収やフリーマーケットなど、地域での自主的な活動等に積極的に参加していくことが大切である。

2 事業者の役割

(1) ごみの排出抑制

ごみの排出抑制がごみ処理対策の基本であることを認識し、ごみが発生しにくい原材料の使用、長期使用可能な商品の開発などによる排出抑制に努めることが必要である。

(2) リサイクル等の推進

リサイクル資材や再生品を原材料として使用するなどリサイクル等の推進に努めることが必要である。

(3) ごみの適正処理

事業活動に伴って生じたごみは、事業者の責任において適正に処理することが必要である。

3 市町村の役割

(1) 広域化の推進

本計画に基づきブロック内の連携・協力体制を確立し、ごみ処理広域化の実現に向けた積極的な取り組みを進める。

(2) リサイクル等の推進

集団回収や分別収集の強化による資源ごみの収集の徹底、灰溶融施設の整備による焼却灰の資源化など可能な限りリサイクル等の推進に努める。

(3) 住民・事業者への意識啓発

地域住民や事業者に対して、ごみの排出抑制やリサイクル等、ごみ処理に係る意識啓発や環境教育に努めるとともに、住民等の自主的活動の促進を図る。

また、広域化計画の推進にあたり、積極的に情報提供や説明を行い、理解と協力を得るよう努める。

4 県の役割

(1) 広域化の推進に対する支援及び進行管理

- ・市町村への技術的支援、情報提供等を行う。
- ・ブロック内の市町村間、ブロック間、国等の関係機関との調整を行う。
- ・施設整備等に対する交付金などの財源確保を国に働きかける。

・広域化計画の進行状況を把握・管理し、必要に応じて広域化計画の見直しを行う。

(2) 県民・事業者への意識啓発

県民や事業者に対して、ごみの排出抑制やリサイクル等、ごみ処理に係る意識啓発や環境教育に努めるとともに、県民等の自主的活動の促進を図る。

第3節 計画推進にあたっての課題

本計画の推進にあたっては、次の事項等についても十分考慮していく必要がある。

(1) 市町村間の連携・協力体制の確立

施設整備にあたっては、住民に対する構想段階からの十分な説明はもとより、立地場所の選定などでは各市町村が必要な役割を担い合い、メリット・デメリットを共有しながら、市町村相互の連携・協力体制を確立していくことが特に重要である。

(2) 事業主体のあり方

経済性や効率性の観点から、施設の設置・運営のあり方について、PFI（民間資本を活用した社会資本整備）などの民活手法等も含め、幅広く検討する必要がある。

(3) 収集・運搬計画の策定

市町村ごとに異なっているごみの分別区分の統一化を図りランニングコストや、運搬時のCO₂発生を含む環境負荷をできる限り低減させる効率的な収集・運搬方法を検討する中で、収集・運搬計画を策定する必要がある。

特に、広域化に伴い従来と比較して収集・運搬距離が長くなることから、中継施設等の整備など施設整備計画の策定にあたっても十分留意しておく必要がある。

(4) ごみ処理技術への対応

ごみ処理施設は、安全面や環境面に加えてリサイクル等の促進などにも配慮する必要があることから、ごみ処理技術の最新情報などの動向や先進地の事例に留意する中で、地域の状況に応じたごみ処理施設の整備を進める必要がある。

(5) 溶融スラグ等の有効活用

今後整備されるごみ焼却施設において、灰溶融施設を併設する場合には、生成される溶融スラグを路盤材などとして公共事業等で有効活用する方策について検討を進める必要がある。

(6) 住民・事業者の参加

ごみの排出抑制やリサイクル等を促進するためには、住民や事業者が主体となった活

動を推進し、多くの者が積極的に参加することが必要である。

また、自主的な活動に対する支援や人材の育成を図り、これらの情報を住民等に提供するなど、誰もが参加できるような環境を整えていくことが必要である。